

川崎市立岡上小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標 「つよい子 正しい子 ほがらかな子」

- 【つよい子】 確かな学び、くじけぬ心、健康体力を培う
- 【正しい子】 人と地域と自然と共により良く生きる基盤を培う
- 【ほがらかな子】 自他を認め、尊重する豊かな人間性を培う

学校経営方針

誰もが安心して 豊かな学校生活を送ることができるようにする

- 主体的な学び合いと習得・活用・探究を通じた質の高い学習の実践
- 人と地域と自然とに主体的に関わり、その良さを活かす学習の推進
- 人権と多様性を認め、尊重することを基にした学習、児童理解と支援の推進
- 倫理観と使命感をもつ、協働的な教職員による安全・安心な学校体制の構築

短期学校経営目標 (令和8年度の目標)

【学び合い】	【つながり合い】	【支え合い】
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが主体的に課題に取り組み、友達と協力しながら解決する力を育む。(探究的な学び) ○自分の心や体の状態に向き合い、自分を知り、いきいきと生活する姿を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての学校生活を通して、「リーダーシップ」「フォロワーシップ」を育てていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様性を認め合う心、自己理解、他者信頼の心を醸成し、人権尊重の意識を高める。 ○個々の能力、特性に応じた支援の体制を強化する。
(安全・安心)	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重、いじめを許さない心の醸成と環境を構築する。 ○事件・事故防止に向けた指導と対応を強化する。 ○防災教育と主体的な緊急時の対応能力等を強化する。 	

目標を実現する取組

- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を積極的に活用した「豊かな体験活動」を大切にし、活動を通して学んだことを日常生活や授業に活かしていく。 ・子どもたちの興味や関心を大切にし、自ら問いをもったり課題を設定したりすることができる授業づくりを行う。 ・子どもたちが自分の心と体の状態を知り、体を動かすことの楽しさを感じたり、日常的に体を動かす習慣をつけたりすることができるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動、委員会活動やクラブ活動などの異学年交流を通して、子ども同士のかかわりを豊かにし、「温かい雰囲気」を醸成する。 ・行事や体験活動でのめあて、振り返りを意識し、友達とのつながりや異学年とのつながり地域とのつながりを実感できるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、相談することの良さを感じられるように、日常の対話の充実を図る。 ・子ども同士のよりよい人間関係づくりを目指し、教職員で共通認識のもと支援する。(共生*共育プログラム・学校生活アンケートの活用) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「岡上で言葉を」

すべての教育活動の基本として常に意識して指導していく

- ・いじめ防止研修などいじめへの対応の共通理解を深め、報告・共有を行いながら、チームとして対応する。(SOS の出し方受け止め方教育の推進)
- ・事故防止に向け、地域や保護者との連携を図りながら、指導を行っていく。
- ・防災学習や訓練を通し、緊急時の対応力を向上させ、自分自身で自分の身を守る力を育てる。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さない仕組みづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。(丸ちゃんフォームほか)

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

◎校長 ○教頭

- ・総括教諭 ・教務主任 ・学年主任（全学年） ・養護教諭
- ・支援教育コーディネーター ・児童指導担当
- ・教育相談担当（総括教諭・養護教諭）
- ・その他、必要に応じて当該児童に係る担当教員

○学校巡回カウンセラー

○スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校経営におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（いじめ防止対策会議）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・（校長、コーディネーター、教務部）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・（教頭、コーディネーター）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・（コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・（いじめ防止対策会議）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・（コーディネーター）
各学年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
個別学習室・・・・・・・・・・・・・・（個別学習室主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・（コーディネーター、養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・（教頭、コーディネーター）

【児童での取り組み・保護者、地域との連携】

- ・児童会での取組・・・・・・・・・・・・・・（つながり合い部会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・（教頭、教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、コーディネーター）
- ・北部児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、コーディネーター）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見 ・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組についての確認、実施① ・GIGA 端末の取り扱いに関連しての情報教育の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・あいさつ運動の取組 ・希望制個人面談・サポートノート面談の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・個人面談・サポートノート面談の実施 ・かわさき共生*共育プログラム② <p>【児童指導点検強化月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定研修会の実施 ・第1回学校生活アンケート集計と結果を受けての対応についての話し合い
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・SOS の出し方・受け止め方教育
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・個人面談 ・サポートノート面談の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・前期生活のふり返り ・かわさき共生*共育プログラム③ ・個人面談・サポートノート面談の実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 <p>【児童指導点検強化月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき共生*共育プログラム④ ・効果測定研修会の実施 ・学校生活アンケート集計と結果を受けての対応についての話し合い ・児童会を中心とした人権週間の取組
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラム⑤
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組 (記録のまとめ、来年度に向けての申し送り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針の確認 ・かわさき共生*共育プログラム⑥ ・人権に配慮した学級経営・教科指導のチェックシート記入と振り返り ・今年度の反省→学校評価への反映 ・サポートノート面談の実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組（つながり合い部会担当）

[自主的な企画・運営]

- ・（岡プロ・イベント委員会による）呼びかけや人間関係づくり集会
- ・あいさつ運動や清掃活動
- ・年間を通したたてわり班活動

[交流活動の活性化]

- ・たてわり班活動
たてわり班集体会
ふれあいの集いでのたてわり班活動
- ・幼保小・小中連携活動
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

保護者の取組（PTA 活動）：教務主任

- ・広報誌での呼びかけ
- ・ふれあいフェスティバル

地域住民の取組：教頭

- ・地域での見守り活動
- ・岡上町内会 岡上西町会 子ども会 などの各種行事への参加
- ・岡上地域防災訓練に参加（防災・安全担当）